

○暴走行為助長禁止重点区域の指定

(平成 16 年 5 月 14 日神奈川県公安委員会告示第 25 号)

神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例(平成 15 年神奈川県条例第 73 号)第 16 条第 1 項の規定により、暴走行為助長禁止重点区域を次のとおり指定した。

路線名	暴走行為助長禁止重点区域	管轄警察署
1 横浜市道富岡第 42 号線	横浜市金沢区鳥浜町 18 番の 9 地先から同 12 番の 40 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	神奈川県金沢警察署
2 横浜市道富岡第 109 号線	横浜市金沢区幸浦 1 丁目 17 番地先から同福浦 1 丁目 6 番の 10 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
3 横浜市道長浜第 68 号線	横浜市金沢区幸浦 2 丁目 17 番の 1 地先から同 1 番の 2 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
4 横浜市道長浜第 85 号線	横浜市金沢区幸浦 2 丁目 13 番の 1 地先から同福浦 1 丁目 13 番の 3 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
5 横浜市道柴町第 205 号線	横浜市金沢区福浦 1 丁目 2 番の 1 地先から同福浦 3 丁目 8 番の 18 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
6 横浜市道柴町第 229 号線	横浜市金沢区福浦 1 丁目 7 番の 1 地先から同 14 番の 18 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
7 横浜市道柴町第 208 号線	横浜市金沢区福浦 2 丁目 1 番の 1 地先から同福浦 1 丁目 4 番の 27 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
8 横浜市道柴町第 225 号線	横浜市金沢区福浦 2 丁目 7 番の 2 地先から同福浦 1 丁目 12 番の 17 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
9 横浜市道柴町第 226 号線	横浜市金沢区福浦 2 丁目 15 番の 1 地先から同福浦 1 丁目 15 番の 11 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
10 横浜市道柴町第 220 号線	横浜市金沢区福浦 1 丁目 12 番の 1 地先から同福浦 2 丁目 13 番の 39 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
11 横浜市道柴町第 214 号線	横浜市金沢区福浦 3 丁目 26 番地先から同福浦 2 丁目 417 番地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同

12 横浜市道柴町第215号線	横浜市金沢区福浦3丁目26番地先から同福浦2丁目8番の15地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
13 横浜市道柴町第217号線	横浜市金沢区福浦2丁目9番の5地先から同14番の18地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
14 県道東京大師横浜線	横浜市鶴見区生麦2丁目2,036番の115地先から同2,036番の30地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	神奈川県鶴見警察署
15 横浜市道大黒橋通線	横浜市鶴見区生麦2丁目2,036番の21地先から同大黒ふ頭15番地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
16 港湾道路	横浜市鶴見区大黒ふ頭15番地先から同15番の478地先までの区間及び当該区間の港湾道路に接する線から30メートル以内の区域	同
17 横浜市道新興通線	横浜市鶴見区大黒町24番の2地先から同22番地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
18 一般国道132号線	川崎市川崎区夜光1丁目11番先から同塩浜3丁目29番37先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	神奈川県川崎臨港警察署
19 川崎市道川崎駅東扇島線	川崎市川崎区千鳥町3番7先から同9番先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
20 川崎市道殿町夜光線	川崎市川崎区夜光2丁目1番2先から同塩浜3丁目15番4先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
21 川崎市道皐橋水江町線	川崎市川崎区塩浜3丁目15番4先から同水江町5番5先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
22 川崎市道千鳥町1号線	川崎市川崎区千鳥町16番先から同9番先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
23 川崎市道東扇島1号線	川崎市川崎区東扇島27番2先から同27番3先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
24 川崎市道東扇島6号線	川崎市川崎区東扇島26番7先から同25番1先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から30メートル以内の区域	同
25 一般国道1号	足柄下郡箱根町湯本字三枚橋835番地先から同元箱根字大芝103番の127地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する	神奈川県小田原警

	線から 30 メートル以内の区域	察署
26 県道湯本元箱根線	足柄下郡箱根町湯本字三枚橋 835 番地先から同元箱根字大芝 103 番の 127 地先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域	同
27 一般国道 20 号	相模原市緑区千木良字尾花山 179 番先から同字西ノ久保 1, 227 番 2 先までの区間及び当該区間の道路の区域に接する線から 30 メートル以内の区域(東京都内を除く。)	神奈川県津久井警察署